

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

会長 大森 康正 様

上越市長 中川 幹太

上越市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

上越市個人情報保護条例の規定に基づき、下記の業務の登録について諮問します。

記

- 1 電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援に関する業務
 - (1) 電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務（共通）【業務登録変更】
 - (2) 児童手当給付事業（こども課）【目的外利用登録】
 - (3) 電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務（子育て世帯への支援給付金業務）（支給管理システム構築・保守運用業務）（こども課）【業務委託登録】
 - (4) 電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務（子育て世帯への支援給付金業務）（申請書印刷業務）（こども課）【業務委託登録】

- 2 道路排雪費負担金徴収に関する業務
 - (1) 道路排雪費負担金徴収業務（共生まちづくり課）【業務登録変更】
 - (2) 道路排雪費負担金徴収業務（共生まちづくり課）【業務委託登録】

- 3 空き家等対策に関する業務
 - (1) 空き家等対策業務（建築住宅課）【外部提供登録】
 - (2) 空き家等対策業務（上越市空き家情報バンクホームページ作成・管理業務）（建築住宅課）【業務委託登録】

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 共通

業務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務
収集の目的	電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る支援業務を適切に実施するため (根拠法令：)
収集する個人情報項目	氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、印影、国籍、続柄、人的関係、婚姻、死亡、学校名、学歴、職種、勤務先、収入情報、金融機関情報、賦課情報、生活保護情報、年金情報、家族構成、DV被害状況、虐待状況、入所措置情報、養育費、児童手当情報、児童扶養手当情報、監護の有無、児童福祉施設等の入所状況、暴力団情報など給付金等の交付申請書、決定通知書及び実績報告書にある情報、本人確認情報
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（税務課、福祉課、こども課、総務管理課、住民基本台帳、新潟県、市町村）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input checked="" type="checkbox"/> その他（総合福祉システム）
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他（ ）

【電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務（子育て世帯への支援給付金業務）の業務登録票の変更、目的外利用登録及び業務委託登録について】

子育て世帯への支援給付金業務において、こども課の児童手当給付事業から児童手当受給者の情報を目的外利用するため、業務登録票の収集方法にこども課を追加し、目的外利用登録を行うもの。また、子育て世帯への支援給付金業務の効率化を図るため、対象者の氏名、住所及び生年月日を印字した支給申請書の印刷業務並びに支給管理システムの構築及び当システムの運用保守業務を受託業者に業務委託しているため、業務委託登録を行うもの

電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務の変更について

1 業務の名称 電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
収集の方法	■その他（税務課、福祉課____、総務管理課、住民基本台帳、新潟県、市町村）	■その他（税務課、福祉課、こども課、総務管理課、住民基本台帳、新潟県、市町村）

3 変更理由

電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務（子育て世帯への支援給付金業務）において、児童手当受給者の情報をこども課から収集するため

4 変更期日

令和4年11月1日

5 業務の概要

(1) 実施目的

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、生活者や事業者等に対する支援を行うため

(2) 業務内容

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、生活者や事業者等に対する支援を行う。

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課名 こども課

業務の名称	児童手当給付事業	
利用又は提供する目的	子育て世帯への支援給付金を支給するため (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報項目	氏名、性別、住所、生年月日、続柄、金融機関情報、児童手当情報	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	こども課
	業務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務 (子育て世帯への支援給付金業務)
利用又は提供する期間	令和4年11月1日から業務終了の日まで	

児童手当給付事業の目的外利用について

1 業務の名称 児童手当給付事業

2 業務の概要

(1) 実施目的

児童手当を支給するため

(2) 業務内容

出生から中学校卒業相当年齢の児童を養育する者に対し、児童手当の支給を行う。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、続柄、金融機関情報、児童手当情報

4 利用又は提供できる理由

原油価格や物価高騰等による負担増の影響を踏まえ、子育て世帯に対し、迅速かつ的確に給付金を支給するに当たり公益上必要があるため

5 利用又は提供する方法

コンピュータ処理等

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務（子育て世帯への支援給付金業務）

(2) 業務の概要

原油価格や物価高騰等による負担増の影響を踏まえ、子育て世帯への市独自の支援として、令和4年11月15日（以下「基準日」という。）において当市に住所がある0歳から18歳までの児童及び令和4年11月16日から令和5年2月28日までの間に出生し、出生日に当市に住所がある児童を養育する人に対して、支給対象者1人当たり1万円を支給する。

7 利用期日又は提供開始日

令和4年11月1日

個人情報取扱業務委託登録票（諮問）

課 名 こども課

委託する業務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務（子育て世帯への支援給付金業務）（支給管理システム構築・保守運用業務）
委託する相手先	受託業者
委託する理由	給付金支給に係る支給管理システムの構築及び運用保守を受託業者に委託し、業務の効率化を図るため
委託する期間	令和4年11月1日から業務終了の日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、生年月日、続柄、金融機関情報、DV被害状況
個人情報の提供方法	電子ファイル
個人情報保護に係る委託条件	<p>上越市個人情報保護条例に基づき、個人情報を適正に管理しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の漏洩の防止 ・目的外利用の禁止や第三者への提供禁止 ・業務の再委託の禁止 <p style="text-align: right;">など</p>

電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務（子育て世帯への支援給付金業務）の概要について

1 業務の名称 電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務（子育て世帯への支援給付金業務）

2 業務の概要

(1) 実施目的

原油価格や物価高騰等による負担増の影響を踏まえ、子育て世帯への市独自の支援として、令和4年11月15日（以下「基準日」という。）において当市に住所がある0歳から18歳までの児童及び令和4年11月16日から令和5年2月28日までの間に出生し、出生日に当市に住所がある児童を養育する人に支援給付金を給付する。

(2) 業務内容

原油価格や物価高騰等による負担増の影響を踏まえ、子育て世帯への市独自の支援として、基準日において当市に住所がある0歳から18歳までの児童及び令和4年11月16日から令和5年2月28日までの間に出生し、出生日に当市に住所がある児童を養育する人に対して、支給対象者1人当たり1万円を支給する。

3 取り扱う個人情報の項目

氏名、住所、生年月日、続柄、金融機関情報、DV被害状況

4 委託する期間

令和4年11月1日から業務終了の日まで

5 個人情報の提供方法

電子ファイル

個人情報取扱業務委託登録票（諮問）

課 名 こども課

委託する業務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務（子育て世帯への支援給付金業務）（申請書印刷業務）
委託する相手先	受託業者
委託する理由	対象者の氏名等を印字した支給申請書の印刷を受託業者に委託し、業務の効率化を図るため
委託する期間	令和4年11月4日から業務終了の日まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、生年月日
個人情報の提供方法	電子ファイル
個人情報保護に係る委託条件	<p>上越市個人情報保護条例に基づき、個人情報を適正に管理しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の漏洩の防止 ・目的外利用の禁止や第三者への提供禁止 ・業務の再委託の禁止 <p style="text-align: right;">など</p>

電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務（子育て世帯への支援給付金業務）の概要について

1 業務の名称 電力・ガス・食料品等価格高騰対策に係る総合支援業務（子育て世帯への支援給付金業務）

2 業務の概要

(1) 実施目的

原油価格や物価高騰等による負担増の影響を踏まえ、子育て世帯への市独自の支援として、令和4年11月15日（以下「基準日」という。）において当市に住所がある0歳から18歳までの児童及び令和4年11月16日から令和5年2月28日までの間に出生し、出生日に当市に住所がある児童を養育する人に支援給付金を給付する。

(2) 業務内容

原油価格や物価高騰等による負担増の影響を踏まえ、子育て世帯への市独自の支援として、基準日において当市に住所がある0歳から18歳までの児童及び令和4年11月16日から令和5年2月28日までの間に出生し、出生日に当市に住所がある児童を養育する人に対して、支給対象者1人当たり1万円を支給する。

3 取り扱う個人情報の項目

氏名、住所、生年月日

4 委託する期間

令和4年11月4日から業務終了の日まで

5 個人情報の提供方法

電子ファイル

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 共生まれづくり課

業務の名称	道路排雪費負担金徴収業務
収集の目的	一斉屋根雪下ろしに係る道路排雪費負担金を算出し、請求するため (根拠法令：)
収集する個人情報 の項目	氏名、居住区域、住所、電話番号、続柄、建物情報、生活保護情報、道路排雪費負担金額
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：) <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 () <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（高齢者支援課、福祉課)
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他 ()
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input checked="" type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()

【道路排雪費負担金徴収業務の業務登録変更及び業務委託登録について】

道路排雪費負担金徴収業務の収集する個人情報の項目に道路排雪費負担金額が不足しているため追加するもの。あわせて一斉屋根雪下ろし実施世帯から当該負担金の徴収を行うに当たり、効率的な徴収を行うため、対象町内会に負担金の取りまとめを委託するもの

道路排雪費負担金徴収業務の変更について

1 業務の名称 道路排雪費負担金徴収業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
収集する個人情報 の項目	氏名、居住区域、住所、電話番号、続柄、建物情報、生活保護情報	氏名、居住区域、住所、電話番号、続柄、建物情報、生活保護情報、 <u>道路排雪費負担金額</u>

3 変更理由

収集する個人情報の項目に実施世帯の道路排雪費負担金額が不足していることから追加するもの

4 変更期日

令和4年12月19日

5 業務の概要

(1) 実施目的

一斉屋根雪下ろしに係る道路排雪費負担金を算出し、請求するため

(2) 業務内容

一斉屋根雪下ろしに係る道路排雪費負担金を算出し、請求する

個人情報取扱業務委託登録票（諮問）

課 名 共生まちづくり課

委託する業務の名称	道路排雪費負担金徴収業務
委託する相手先	一斉屋根雪下ろし実施町内会
委託する理由	一斉屋根雪下ろし実施世帯に係る道路排雪費負担金の取りまとめを当該町内会へ委託することで、効率的な徴収を行うため
委託する期間	業務開始日から業務終了後まで
取り扱う個人情報の項目	氏名、住所、建物情報、道路排雪費負担金額
個人情報の提供方法	文書の交付
個人情報保護に係る委託条件	<p>上越市個人情報保護条例に基づき、個人情報を適正に管理しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の漏洩の防止 ・目的外利用の禁止や第三者への提供禁止 ・業務の再委託の禁止 <p style="text-align: right;">など</p>

道路排雪費負担金徴収業務の概要について

- 1 業務の名称 道路排雪費負担金徴収業務

- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
一斉屋根雪下ろしに係る道路排雪費負担金を算出し、請求するため
 - (2) 業務内容
一斉屋根雪下ろしに係る道路排雪費負担金を算出し、請求する。

- 3 取り扱う個人情報の項目
氏名、住所、建物情報、道路排雪費負担金額

- 4 委託する期間
業務開始日から業務終了後

- 5 個人情報の提供方法
文書の交付

個人情報取扱業務委託登録票（諮問）

課 名 建築住宅課

委託する業務の名称	空き家等対策業務（上越市空き家情報バンクホームページ作成・管理業務）
委託する相手先	受託業者
委託する理由	上越市空き家情報バンクに登録する物件情報をデータベース化し、閲覧者が目的の物件に魅力を感じるよう、必要な情報が見やすく、分かりやすく、検索しやすいホームページを構築するため
委託する期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで
取り扱う個人情報の項目	土地情報、建物情報、法的権利、施工情報
個人情報の提供方法	文書の交付、電子ファイル、コンピュータ処理等
個人情報保護に係る委託条件	<p>上越市個人情報保護条例に基づき、個人情報を適正に管理しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の漏洩の防止 ・目的外利用の禁止や第三者への提供禁止 ・業務の再委託の禁止 <p style="text-align: right;">など</p>

【空き家等対策業務（上越市空き家情報バンクホームページ作成・管理業務）の業務委託登録等について】

受託業者に委託し公開している上越市空き家情報バンクホームページにおいて、現在、当該ホームページで公開されている物件情報には、個人情報に含まれておらず、物件の所在地においては、町内名までを掲載しているが、今後、物件の位置情報（物件の番地までが確認可能）を追加掲載する予定であり、受託業者に物件の番地までの詳細な所在地を提供することから、他の情報と照合することで所有者の個人情報を識別することが可能であるため、業務委託登録を行うとともに、当該ホームページの公開により、市民等に対し物件の情報を提供することから、外部提供登録を行うもの

空き家等対策業務（上越市空き家情報バンクホームページ作成・管理業務）の概要について

1 業務の名称 空き家等対策業務（上越市空き家情報バンクホームページ作成・管理業務）

2 業務の概要

(1) 実施目的

今後も増加を続ける空き家の利活用を進めるため、物件情報のみならず、移住・定住者の住まいとして空き家を積極的に活用できるように、当市の様々な魅力や住まいに関連する情報も併せて発信することにより、空き家情報バンクの充実を図る。

(2) 業務内容

上越市空き家情報バンクに登録する物件情報をデータベース化し、閲覧者が目的の物件に魅力を感じるよう、必要な情報が見やすく、分かりやすく、検索しやすいホームページを構築する。

3 取り扱う個人情報の項目

土地情報、建物情報、法的権利、施工情報

4 委託する期間

毎年4月1日から翌年3月31日まで

5 個人情報の提供方法

文書の交付、電子ファイル、コンピュータ処理等

業務の名称	空き家等対策業務	
利用又は提供する目的	空き家等及び空き家等の跡地の活用促進を図るため (根拠法令：空家等対策の推進に関する特別措置法、上越市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例)	
利用又は提供する保有個人情報 の 項目	土地情報、建物情報、法的権利、施工情報	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (上越市空き家情報バンクホームページ)	
利用又は提供する相手先	名称	市民等
	業務の名称	—
利用又は提供する期間	ホームページ公開から業務終了まで	

空き家等対策業務の外部提供について

1 業務の名称 空き家等対策業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

- ・ 防災、防犯、衛生、景観等の問題や倒壊等の危険性がある空き家等の所有者等を把握し、適正な維持管理を促す。
- ・ 経済的な理由により維持管理が困難な空き家の所有者に対し除却費用等を補助することにより危険の除去を図る。
- ・ 空き家等及び空き家等の跡地の活用促進を図る。

(2) 業務内容

空き家等の所有者等を把握し、その適切な管理及び活用促進がなされるよう必要な施策を実施する。

3 提供する個人情報の項目

土地情報、建物情報、法的権利、施工情報

4 利用又は提供できる理由

本人同意

5 提供する方法

上越市空き家情報バンクホームページによる掲載

6 提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

—

(2) 業務の概要

—

7 提供開始日

ホームページ公開から業務終了まで

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

会長 大森 康正 様

上越市長 中川 幹太

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例の規定に基づく
報告について

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会条例の規定に基づき、下記の特定個人情報保護評価について報告します。

記

- 1 上越市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務【報告】
- 2 上越市個人住民税の賦課に関する事務【報告】
- 3 上越市国民健康保険に関する事務【報告】
- 4 上越市生活保護に関する事務【報告】
- 5 上越市市税、国民健康保険税及び使用料の徴収並びに滞納整理に関する事務【報告】
- 6 上越市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務【報告】
- 7 上越市介護保険に関する事務【報告】

No.	課名	保護評価書 番号	区分	項目番号	変更概要	変更前	変更後	変更の理由
1	福祉課	-	基礎項目評価書	評価書新規作成	-	-	-	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務の実施に伴い特定個人情報を使用することから評価の実施したものの。
2	税務課	C006	重点項目評価書	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	使用するシステムの変更	システム4 申告支援システム システム5 住民税課税原票イメージシステム	システム4 申告支援システム(税務LAN) システム5 e-Taxソフト	令和5年1月1日のシステム入れ替えに伴う変更。
3	国保年金課	B004	基礎項目評価書	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	公金受取口座登録制度の利用開始に伴い、情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得を開始するための変更	[O]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	公金受取口座制度の開始に伴う変更
4	国保年金課	B004	基礎項目評価書	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	公金受取口座登録制度の利用開始に伴い、情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得を開始するための変更	[]	[十分である]	公金受取口座制度の開始に伴う変更
5	福祉課	B045	基礎項目評価書	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公金受取口座登録制度の利用開始に伴う特定個人情報を利用する事務の追加	・生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 ・特定個人情報は、以下の事務に利用する。 ①保護の実施 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、申請に係る事実の審査又は申請に対する応答 ③要保護者及び被保護者であった者の資産、収入等に関する調査 ④職権による保護の開始若しくは変更 ⑤保護の停止若しくは廃止 ⑥就労自立給付金及び進学準備給付金の支給申請の受理、申請に係る事実の審査又は申請に対する応答 ⑦保護に要する費用の返還 ⑧徴収金の徴収	・生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 ・特定個人情報は、以下の事務に利用する。 ①保護の実施 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、申請に係る事実の審査又は申請に対する応答 ③要保護者及び被保護者であった者の資産、収入等に関する調査 ④職権による保護の開始若しくは変更 ⑤保護の停止若しくは廃止 ⑥就労自立給付金及び進学準備給付金の支給申請の受理、申請に係る事実の審査又は申請に対する応答 ⑦保護に要する費用の返還 ⑧徴収金の徴収 ⑨生活保護の申請に係る事実についての審査	公金受取口座制度の開始に伴う変更
6	収納課	B047	基礎項目評価書	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 2. 別表第二における情報照会の根拠	公金受取口座登録制度の利用開始に伴い、情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得を開始するための変更	なし	第27項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第1項、第6項、第7項、第8項、第10項、第15項、第16項、第18項、第20項、第23項	公金受取口座制度の開始に伴う変更
7	収納課	B047	基礎項目評価書	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	公金受取口座登録制度の利用開始に伴い、情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得を開始するための変更	[O]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	公金受取口座制度の開始に伴う変更
8	収納課	B047	基礎項目評価書	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	公金受取口座登録制度の利用開始に伴い、情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得を開始するための変更	[]	[十分である]	公金受取口座制度の開始に伴う変更
9	収納課	C047	重点項目評価書	1 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 2. 別表第二における情報照会の根拠	公金受取口座登録制度の利用開始に伴い、情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得を開始するための変更	なし	第27項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第1項、第6項、第7項、第8項、第10項、第15項、第16項、第18項、第20項、第23項	公金受取口座制度の開始に伴う変更

No.	課名	保護評価書番号	区分	項目番号	変更概要	変更前	変更後	変更の理由
10	収納課	C047	重点項目評価書	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目	公金受取口座登録制度の利用開始に伴い、情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得を開始するための変更	納付交渉や預金調査等の実態調査によって知り得た滞納者の情報	納付交渉や預金調査等の実態調査によって知り得た滞納者の情報 口座登録・連携ファイル関係情報	公金受取口座制度の開始に伴う変更
11	収納課	C047	重点項目評価書	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	公金受取口座登録制度の利用開始に伴い、情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得を開始するための変更	日本年金機構	日本年金機構、デジタル庁	公金受取口座制度の開始に伴う変更
12	収納課	C047	重点項目評価書	(別添1)ファイル記録項目	公金受取口座登録制度の利用開始に伴い、情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得を開始するための変更	なし	下記項目を追加 二)口座登録・連携ファイル関係情報 1. 登録金融機関コード、2. 登録金融機関名、3. 登録店舗コード、4. 登録支店名、5. 登録預貯金種目コード、6. 登録口座番号、7. 登録口座名義人、8. ゆうちょ銀行登録記号番号、7. ゆうちょ銀行登録番号	公金受取口座制度の開始に伴う変更
13	収納課	C047	重点項目評価書	IIIリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続	公金受取口座登録制度の利用開始に伴い、情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得を開始するための変更	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	公金受取口座制度の開始に伴う変更
14	収納課	C047	重点項目評価書	IIIリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	公金受取口座登録制度の利用開始に伴い、情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得を開始するための変更	なし	<p><番号連携サーバのソフトウェアにおける措置></p> <p>①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p><番号連携サーバの運用における措置></p> <p>①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバの運用における措置></p> <p>①中間サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>	公金受取口座制度の開始に伴う変更
15	福祉課	B053	基礎項目評価書	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公金受取口座登録制度の利用開始に伴う特定個人情報を利用する事務の追加	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度子育て世帯に等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)の支給に関する事務を行う。 特定個人情報は、次の事務に利用する。 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給要件確認、支給決定 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度子育て世帯に等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)の支給に関する事務を行う。 特定個人情報は、次の事務に利用する。 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給要件確認、支給決定 特定公的給付の支給をするための基礎とする情報の管理 	公金受取口座制度の開始に伴う変更

No.	課名	保護評価書 番号	区分	項目番号	変更概要	変更前	変更後	変更の理由
16	高齢者支援課	B021	基礎項目評価書	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	行政手続きオンライン化に伴い、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)を経由した申請受付を開始することによる関連システムの追加	<ul style="list-style-type: none"> ・MCWEL介護保険事務処理システム ・住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・自治体中間サーバー 	<ul style="list-style-type: none"> ・MCWEL介護保険事務処理システム ・住民基本台帳システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・自治体中間サーバー ・サービス検索・電子申請機能 	行政手続きオンライン化に伴う変更

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	上越市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、住民税非課税世帯等に対する「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)の支給に関する事務を行う。 ・特定個人情報は、次の事務に利用する。 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給要件確認、支給決定 ・特定公的給付の支給をするための基礎とする情報の管理
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・MCWEL障がい者福祉V2システム ・住民基本台帳システム ・申告支援システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・自治体中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項別表第1の101の項 ・番号法 別表第一主務省令第74条 ・番号法 別表第一告示(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示)7号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第8号 ・番号法 別表第二の121の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上越市 総務管理部 総務管理課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	上越市 福祉部 福祉課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 電話 025-526-5111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	上越市 個人住民税の賦課に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上越市は、個人住民税の賦課事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新潟県上越市長

公表日

令和3年6月25日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム3									
①システムの名称	地方税ポータルシステム(eLTAX)								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者データの審査、管理 利用者から届出があった情報の審査、管理を行う。 ・申告・申請・届出データの審査、管理 給与支払者、公的年金等支払者から提出された申告データの審査、管理を行う。 ・特別徴収税額通知送信機能 特別徴収義務者へ特別徴収税額通知データを送信する。 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								
システム4									
①システムの名称	申告支援システム(税務LAN)								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・申告書作成 確定申告書、住民税申告書の作成を行う。 ・課税情報の管理 確定申告等の提出された課税資料の情報を入力し、課税情報を管理する。 ・扶養情報の管理 課税資料に基づく扶養関係の情報を管理する。 ・デジタルイメージデータの管理 提出された各種課税資料をデジタルイメージとして管理、検索、出力を行う。 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								
システム5									
①システムの名称	e-Taxソフト								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書の送信 申告支援システムで作成した確定申告書のデータを税務署に送信する。 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル、個人住民税収納情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項及び別表第一の第16の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 ・第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条 2. 別表第二における情報照会の根拠 ・第27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル、個人住民税収納情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市民, 市外在住の課税対象者, 市外在住の被扶養者
その必要性	住民税の適正な賦課を行うにあたり, 特定個人情報が必要
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○識別情報 対象者を特定するために記録 ○連絡先情報 対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録 ○業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・国税関係情報 : 対象者の所得税に係る情報に基づき, 住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報 : 算出した住民税額に基づき, 税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために記録 ・生活保護関係情報 : 生活保護関連の給付情報に基づき, 非課税の判定を行うために記録 ・年金関係情報 : 対象者の年金所得に係る情報に基づき, 住民税の賦課及び年金特徴税額の計算を行うために記録
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	財務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構以外(各種共済組合、企業年金連合会等))) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	対象者を正確に特定するとともに、公平・公正な賦課を行うため。	
④使用の主体	使用部署	財務部税務課、南・北出張所、各総合事務所市民生活・福祉グループ
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他 () <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> 提出された各種課税資料を当市の税システムに取り込み、個人ごとに課税資料をとりまとめる。 各種課税資料を基に、住民税額を算定し、賦課決定する。 扶養調査に関して、各種課税資料に記載されている扶養者の情報を基に、重複扶養や誤った扶養控除申請がないかの調査を行う。 	
情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> 課税対象者情報と課税資料の情報を突合 障害者関係情報と申告情報を突合 生活保護関係情報と申告情報を突合 	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (3) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (29) 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二
②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第二に定める事務
③提供する情報	番号法別表第二に定める住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度
提供先2～5	
提供先2	上越市教育委員会 学校教育課
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の116項
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	番号法別表第二に定める住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先3	市民税・県民税 特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第2号
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	マイナンバー、氏名、住所、特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (eLTAX)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	年1回	
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		
移転先1	福祉部 福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の8項	
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
③移転する情報	番号法別表第二に定める住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	

移転先4	健康子育て部 健康づくり推進課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の10項
②移転先における用途	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第二に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先5	福祉部 福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の12項
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって、主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先6～10	
移転先6	福祉部 福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の15項
②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第二に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先7	財務部 収納課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の16項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第二に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先8	健康子育て部 国保年金課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の16項	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	番号法別表第二に定める住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先9	都市整備部 建築住宅課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の19項	
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	番号法別表第二に定める住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	

移転先10	健康子育て部 国保年金課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の30項	
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	随時	
移転先11～15		
移転先11	財務部 収納課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の30項	
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	随時	

移転先12	福祉部 福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の34項
②移転先における用途	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先13	都市整備部 建築住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の35項
②移転先における用途	住宅地区改良法による改良住宅(同法第一条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先14	防災危機管理部 危機管理課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の36-2項	
②移転先における用途	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	随時	
移転先15	健康子育て部 こども課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の37項	
②移転先における用途	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	随時	

移転先16～20	
移転先16	福祉部 高齢者支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の41項
②移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先17	健康子育て部 こども課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の44項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先18	健康子育て部 こども課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の45項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先19	福祉部 福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の47項
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	Ⅱ. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先20	健康子育て部 健康づくり推進課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の49項
②移転先における用途	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法別表第一に定める住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	II. 2. ③の範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<上越市における措置> 生体認証にて入退室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスは、ID/パスワード及び生体認証を必要とする。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民税賦課情報(160項目)

1使用端末ID 2市区町村コード 3年度 4個人番号 5SEQ 6徴収区分 7併徴区分 8事業所番号カナ 9事業所番号数字 10受給者番号 11事業所内連番 12資料区分 13均等割区分 14生年月日(西暦) 15生年月日(和暦) 16未成年者区分 17通知書番号 18課税所得金額合計 19寄付金控除額 20所得控除合計 21課税標準額合計 22算出所得税額 23配当控除額 24住宅借入金等特別控除額 25政党寄付金控除 26差引所得税額 27災害減免 28外国税額 29定率減税前所得税額 30定率減税額 31所得税額 32所得税額(入力値) 33所得税額(決定値) 34営業所得額 35農業所得額 36その他事業所得額 37不動産所得額 38利子所得額 39証券配当所得額 40配当所得額(一般分) 41配当所得額(外貨建以外) 42配当所得額(外貨建分) 43給与収入 44専従者給与収入 45追加の給与収入 46給与特定支出額 47雑所得額(年金) 48雑所得額(その他) 49公的年金収入 50総合短期譲渡所得額 51総合短期譲渡特別控除前額 52総合短期譲渡特別控除額 53総合長期譲渡所得額 54総合長期譲渡特別控除前額 55総合長期譲渡特別控除額 56一時所得額 57一時特別控除前額 58一時特別控除額 59変動所得額 60前年2年以内の変動所得額 61臨時所得額 62土地等の事業所得額 63超短期土地事業所得額 64超短期土地事業特別控除前額 65超短期土地事業特別控除額 66分離短期譲渡一般所得額 67分離短期譲渡一般特別控除前額 68分離短期譲渡一般特別控除額 69分離短期譲渡一般条例区分 70分離短期譲渡軽減所得額 71分離短期譲渡軽減特別控除前額 72分離短期譲渡軽減特別控除額 73分離短期譲渡軽減条例区分 74分離長期譲渡一般所得額 75分離長期譲渡一般特別控除前額 76分離長期譲渡一般特別控除額 77分離長期譲渡一般条例区分 78分離長期譲渡特定所得額 79分離長期譲渡特定特別控除前額 80分離長期譲渡特定特別控除額 81分離長期譲渡特定条例区分 82分離長期譲渡軽減所得額 83分離長期譲渡軽減特別控除前額 84分離長期譲渡軽減特別控除額 85分離長期譲渡軽減条例区分 86分離長期譲渡軽減所得額 87分離長期譲渡軽減特別控除前額 88分離長期譲渡軽減特別控除額 89分離長期譲渡軽減条例区分 90分離長期譲渡任意所得額 91分離長期譲渡任意特別控除前額 92分離長期譲渡任意特別控除額 93分離長期譲渡任意条例区分 94上場株式等の譲渡所得額 95未公開株式等の譲渡所得額 96先物取引所得 97山林所得額 98山林特別控除前額 99山林特別控除額 100山林条例区分 101退職所得額 102退職所得額(分離課税) 103非課税所得額 104免税所得額 105免税外肉用牛の売却価格 106免税外肉用牛の売却による所得額 1070円所得コード(内部)① 1080円所得コード(内部)② 1090円所得コード(内部)③ 1100円所得コード(内部)④ 1110円所得コード(内部)⑤ 112繰越損失額 113繰越純損失額 114繰越譲渡所得額 115繰越雑損失額 116雑損控除額 117医療費控除額 118社会保険料控除額 119小規模企業共済等掛金控除額 120本人特別障害者 121本人その他障害者 122本人老年者 123本人寡婦一般 124本人寡婦特別 125本人寡夫 126本人勤労学生 127控対配あり 128老配あり 129夫あり 130控対配同居障害者 131配偶者所得額 132特定扶養数 133老人扶養数 134同居老親扶養数 135その他扶養数 136特別障害者扶養数 137同居特別障害者扶養数 138その他障害者扶養数 139雑損損害金 140雑損補填金額 141雑損差引損失額 142雑損災害関連支出額 143医療支払金額 144医療補填金額 145医療負担金額 146生保国税控除額 147生保一般保険料支払額 148生保個人年金保険料支払額 149損保国税控除額 150損保短期損害保険料支払額 151損保長期損害保険料支払額 152寄付金支出額 153青色 154白色 155専従者(配偶者) 156専従者(配偶者以外) 157専従者給与控除額 158内雑業務 159給与所得(調整控除後) 160ひとり親控除

(2) 宛名情報(85項目)

1削除区分 2管理市町村コード 3個人法人番号 4シーケンス番号 5改製番号 6履歴番号 7履歴区分 8個人法人区分 9個人法人番号枝番 10宛名種類 11住民区分 12外国人区分 13法人コード前 14法人コード後 15世帯番号 16順位 17市内市外区分 18自治省コード 19郵便番号 20大字コード 21支所コード 22地区コード 23行政区コード 24自治会加入区分 25組・家並コード 26準世帯コード 27甲乙区分 28地番コード・本番 29地番コード・枝番 30地番コード・末番 31住所編集判定区分 32方書コード 33漢字住所編集判定 34都道府県名漢字 35市区町村名漢字 36町名漢字 37漢字編集済番地 38漢字方書 39住所カナ 40方書カナ 41カナ氏名 42漢字宛名氏名 43漢字宛名氏名字オーバー判定 44カナ氏名2 45漢字宛名氏名2 46濁点なしカナ氏名 47生年月日(和暦) 48生年月日(西暦) 49性別 50第一続柄 51家族判定・判定 52家族判定・順位 53住民日 54住民日届出日 55住民日事由 56非住民日 57非住民日届出日 58非住民日事由 59転出確定日 60住記ネット番号 61世帯電話番号 62世帯有線番号 63個人電話番号 64FAX番号 65世帯E-MAILアドレス 66個人E-MAILアドレス 67配偶者個人コード 68有効開始日 69異動届出日 70異動事由 71税異動事由 72税異動年月日 73税用住民区分 74除票判定 75転入前住所判定 76システム日付 77システム時刻 78処理職員番号 79処理端末識別 80旧管理市町村コード 81旧宛名番号 82旧管理市町村コード2 83旧宛名番号2 84同一人フラグ 85同定先個人番号

(3) 口座情報(35項目)

1管理市町村コード 2宛名番号 3税目(内部) 4履歴シーケンス 5税目(表示) 6異動事由 7異動年月日 8銀行コード(本店) 9銀行コード(支店) 10口座種別 11口座番号 12口座名義人コード 13口座名義人名カナ 14口座名義人名漢字 15有効開始年月(口座) 16有効終了年月(口座) 17口座申込日 18納組 19有効開始年月(納組) 20有効終了年月(納組) 21納組異動日 22振替区分(固定) 23振替区分(住民税) 24振替区分(国保) 25受付番号 26システム日付 27システム時刻 28処理者職員番号 29処理端末識別 30旧管理市町村コード 31旧宛名番号 32旧管理市町村コード2 33旧宛名番号2 34同一人フラグ 35同定先個人番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル、個人住民税収納情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの申告情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認する。 ・照会を行う際は、番号法に定められている事務であることを確認し、照会文書等を送付する場合は、対象者に関する必要な情報項目のみを記載する。 ・他の業務システムとのデータ連携については、税業務で利用する情報のみが保存されたデータベースから連携をしており、利用範囲外の情報入手を抑制している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業所や個人に対して、書面を送付し提出を依頼する際に用途と利用について詳細な説明を行う。 ・返送先の誤りを防ぐために、同封する文書や添書に返信先の明記や、返信用封筒の添付等を行う。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム毎のアクセス制限と利用者単位のアクセス権限管理により、事務に必要な情報との紐付けができないよう制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する職員を特定し、当該職員のパスワードによる認証及び生体認証を行っている。 ・システムを利用する職員を特定し、職員毎に利用可能な機能を制限している。 ・認証に使用するパスワードは、定期的に変更する運用を行っている。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。 ・コンピュータの画面をのぞかれないよう、窓口に近い場合は覗き見防止フィルターを設置している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
入手した情報についてはシステムで氏名・生年月日等の情報で照合を行い、誤った情報や目的外の情報については事務に利用しないことを徹底する。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む資料の管理に関する事項 ・機密保持を図るための作業場所等の制限に関する事項 ・受託者による従事者に対する教育、啓発義務に関する事項 ・秘密保持義務に関する事項 ・再委託の禁止に関する事項 ・目的外利用の禁止に関する事項 ・市による検査・監督権に関する事項 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>1 委託業務の作業従事者に関する名簿及び連絡体制図並びに、個人情報取扱誓約書の提出を義務付けている</p> <p>2 作業従事者に対し必要な教育・啓発を行うとともに、セキュリティに関する社内規定の作成・提出を義務付けている</p>		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>番号法及び地方税法並びに個人情報保護条例等の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、別に定める業務以外は提供・移転が行われないよう作業は複数の職員で行う。提供先3に関する事務にあつては、平成30年5月に、全ての事業所に送付する紙ベースの正本と、希望する事業所に送信する副本データの内容に不一致があつたことから、当市事務決裁規程に基づく従前の確認に加え、決裁後送信前に担当者において最終チェックを行う。</p>	
その他の措置の内容	<p>「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。</p> <p>媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>※平成30年5月に発生したマイナンバーの漏えい（データの誤送信）を受けて、提供先3に関する事務にあつては、全ての事業所に送付する紙ベースの正本と、希望する事業所に送信する副本データの内容に不一致があつたことから、当市事務決裁規程に基づく従前の確認に加え、決裁後送信前に担当者において最終チェックを行う。</p>		

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

<番号連携サーバのソフトウェアにおける措置>

①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。

<番号連携サーバの運用における措置>

①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。

②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。

(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。

(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。

<中間サーバーの運用における措置>

①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

リスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><番号連携サーバのソフトウェアにおける措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p><番号連携サーバの運用における措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜番号連携サーバのソフトウェアにおける措置＞

- ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。
- ②番号連携サーバは自機関向けの中間サーバとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。
- ③番号連携サーバと自機関向けの中間サーバの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。

＜番号連携サーバの運用における措置＞

- ①番号連携サーバの職員認証・権限設定において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

- ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

- ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

＜中間サーバの運用における措置＞

- ①中間サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバ及びパソコンにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを定期的に更新することで、新種のウイルスへの対策を実施する。 ・ファイアウォールによる通信制御を行い、業務上不必要な通信については制限を行う。 ・パソコンへのソフトウェアインストール制限を行い、不正プログラムのインストールを防止する。 ・日時に従サーバへ本ファイルの副本のバックアップを行うことで、高可用性を確保する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

情報の安全性・正確性を確保するため、職場での会話や机上の整理等に注意を払うとともに、情報資産の持ち出しは行わない。

8. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	番号法及び地方税法並びに個人情報保護条例等の規定に基づき認められる特定個人情報の入手・提供・管理等についてマニュアルを整備するとともに、毎年e-ラーニングによる管理職員又は一般職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施し、その取扱いに関する必要な知識や技術を習得させるとともに、その記録を残す。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 総務管理部 総務管理課 電話025-526-5111
②請求方法	上越市個人情報保護条例(第12条、13条、14条、15条)に基づき、必要事項を記載した請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市 財務部 税務課 電話025-520-5650
②対応方法	問い合わせを受け付け、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年7月29日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	平成27年8月11日
②方法	上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会による特定個人情報保護評価書の内容審査
③結果	承認

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 横山 新太郎	税務課長 木村 雄二	事後	人事異動に伴う単なる所属長の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成28年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 木村 雄二	税務課長 伊藤 一彦	事後	人事異動に伴う単なる所属長の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 伊藤 一彦	税務課長 松崎 剛	事後	人事異動に伴う単なる所属長の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年8月24日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	⑧ 情報提供ネットワークシステムを通じた他市区町村等への税情報の提供	④ 情報提供ネットワークシステムを通じた他市区町村等(II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)) 提供先1 のとおりへの税情報の提供	事後	提供先の追加であり、重要な変更には該当しない。
平成30年8月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム システム3 ③その他システムとの接続		税務システム を追加	事後	他のシステムとの接続先の追加であり重要な変更には該当しない。
平成30年8月24日	II 特定個人情報の提供・移転 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	民間事業者(給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構以外))	民間事業者(給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構以外(各種共済組合、企業年金連合会等))	事前	表記方法の追加であり、実質的な変更ではない。
平成30年8月24日	II 特定個人情報の提供・移転 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・提出された資料を個人特定し、対象者毎に資料を一本化する。	・提出された各種課税資料を当市の税システムに取り込み、個人ごとに課税資料をとりまとめる。	事後	使用方法の追加であり、重要な変更には該当しない。
平成30年8月24日	II 特定個人情報の提供・移転 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	56件	3件	事後	提供先のカウント方法の追加であり、実質的な変更ではない。
平成30年8月24日	II 特定個人情報の提供・移転 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先3	「市民税・県民税 特別徴収義務者」分を新規調製	事後	提供先の追加であり、重要な変更には該当しない。
平成30年8月24日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	書面を送付する際、用途と利用について詳細な説明を行った上で、返信先の明記や返信用封筒の添付等で返送先の誤りを防ぐ。	・事業所や個人に対して、書面を送付し提出を依頼する際に用途と利用について詳細な説明を行う。 ・返送先の誤りを防ぐために、同封する文書や添書に返信先の明記や、返信用封筒の添付等を行う。	事前	リスク対策のためのルールの変更であり、重要な変更には該当する。
平成30年8月24日	III リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び地方税法並びに個人情報保護条例等の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアルどおりに特定個人情報の提供・移転を行う。	番号法及び地方税法並びに個人情報保護条例等の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、別に定める業務以外は提供・移転が行われないよう作業は複数の職員で行う。 提供先3に関する事務については、平成30年5月に、全ての事業所に送付する紙ベースの正本と、希望する事業所に送信する副本データの内容に不一致があったことから、当市事務決裁規程に基づく従前の確認に加え、決裁後送信前に担当者において最終チェックを行う。	事前	この事務に関するインシデントを受けて、リスク対策を見直したものの。
平成30年8月24日	III リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	その他のリスク及びそのリスクに対する措置	※平成30年5月に発生したマイナンバーの漏えい(データの脱送信)を受けて、提供先3に関する事務については、全ての事業所に送付する紙ベースの正本と、希望する事業所に送信する副本データの内容に不一致があったことから、当市事務決裁規程に基づく従前の確認に加え、決裁後送信前に担当者において最終チェックを行う。	事前	この事務に関するインシデントを受けて、リスク対策を見直したものの。
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 松崎 剛	税務課長	事後	様式変更のため
令和3年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要	健康福祉部 福祉課 健康福祉部 保育課 健康福祉部 こども課 健康福祉部 健康づくり推進課 健康福祉部 国保年金課 健康福祉部 高齢者支援課 防災危機管理部 防災危機管理課	福祉部 福祉課 健康子育て部 保育課 健康子育て部 こども課 健康子育て部 健康づくり推進課 健康子育て部 国保年金課 福祉部 高齢者支援課 防災危機管理部 危機管理課	事後	・令和2年4月1日の組織改編により、健康福祉部の部名が変更となったが、反映していなかったため。 ・平成27年4月1日の組織改編により、防災危機管理課の課名が変更となったが、反映していなかったため。
令和3年5月11日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	(1)住民税課情報(157項目)	(1)住民税課情報(160項目) 158内雑業務 159給与所得(調整控除後) 160ひとり親控除	事後	地方税法改正に伴い、記録される項目が追加されたため
令和4年11月9日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム4 申告支援システム システム5 住民税課税原票イメージシステム	システム4 申告支援システム(税務LAN) システム5 e-Taxソフト	事前	令和5年1月1日のシステム入れ替えに伴う変更。
令和4年11月9日	IV 開示請求・問い合わせ先 2-①	電話番号025-526-5111	電話番号025-520-5650	事後	ダイヤルイン導入に伴う変更を反映していなかったため